

2 前項に規定する学科に、第2学年から次のコースを設ける。コースの定員は別に定める。

機械コース

電気コース

情報コース

建設コース

化学コース

(学科の教育目的)

第7条の2 学科における教育目的は、次のとおりとする。

創造技術工学科は、社会人・職業人として必要な一般教養と国際化対応能力、工学分野のものづくりに共通して必要な基礎的知識・技術と情報処理能力、核となる分野に関する知識・技術と他分野の専門知識・技術能力を教授し、様々な産業分野で幅広い課題を解決あるいは対応できる人材の育成を目的とする。各コースの核となる知識・技術とは次のとおりとする。

- (1) 機械コースは、機械の力学、加工、材料及び制御に関する機械工学の知識と技術、機械システムの設計と製造で必要とされる実践的な知識と技術とする。
- (2) 電気コースは、電気エネルギーから電子情報通信に及ぶ電気電子工学の知識と技術、電気・電子回路の設計・製作・解析で必要とされる実践的な知識と技術とする。
- (3) 情報コースは、コンピュータを利用して制御を行うための計測・制御・情報工学の知識と技術、情報通信システムおよび制御システムの調査・分析・設計で必要とされる実践的な知識と技術とする。
- (4) 建設コースは、環境や情報の分野を融合した建設工学の知識と技術、構造物の建設や環境保全で必要とされる実践的な知識と技術とする。
- (5) 化学コースは、無機化学から有機化学に及ぶ材料や化学工学の知識と技術、材料開発、化学プラント開発、化学薬品製造で必要とされる実践的な知識と技術とする。

(教職員)

第8条 本校に、教員(校長、教授、准教授、講師、助教、助手)及び職員を置く。

2 教職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

第9条 本校に教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること(寮務主事の所掌に属するものを除く。)を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舍(以下「学寮」という。)における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第10条 本校に、庶務、会計及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため事務部を置く。

(技術部)

第10条の2 本校に教育研究に係る技術支援業務を行うため技術部を置く。

(内部組織)

第11条 前4条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定める。